

杉並区立小中学校適正配置基本方針

平成 2 1 年 2 月 改定



杉並区教育委員会

杉並区立小中学校適正配置基本方針の改定にあたって

杉並区教育委員会では、将来にわたる児童・生徒数の動向等を見据え、学校の適正規模を確保して、子どもたちに望ましい教育環境を提供していくため、学校の適正配置を進めています。

平成 18 年 2 月、「杉並区立小中学校適正配置基本方針」(平成 16 年 7 月策定)に基づき、「杉並区立小中学校第一次適正配置計画(小学校の統合)」を決定しました。同計画により、杉並第五小学校と若杉小学校を統合し、区内初の統合新校となる天沼小学校が平成 20 年 4 月に開校しました。

また、平成 19 年 6 月には、区全体で今後必要となる学校数を地域別に示した「小中学校適正配置のための再編構想」を公表し、同年 7 月から 9 月にかけて区民等の意見提出手続を行い、多くの方々からご意見をいただきました。

こうした経過等を踏まえて、平成 30 年までの推計を改めて精査した結果、区内学齢人口のピークは小学校が平成 28 年、中学校が平成 26 年とこれまでの予測よりも遅れ、その間、ほぼ横ばいとはいえ若干の微増傾向で推移する見込みです。

少子化が進む中、長期的には区内学齢人口は減少していくこととなりますが、当面の区内学齢人口の動向等を踏まえ、学校適正配置の着実な推進を図るため、このたび、基本方針を改定しました。

区教育委員会は、この新たな基本方針に基づき、平成 25 年度までの学校適正配置の取組を進めてまいります。区民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成 21 年 2 月

杉並区教育委員会

1 基本的な考え方

杉並区の児童・生徒数は、昭和 50 年代のピーク時の半分以下に減少し、1つの学年に1学級しかない学校も増えています。このような小規模校では、人間関係が固定化し、運動会などの学校行事の盛り上がり欠けるほか、学校として多様なクラブや部活動の機会を提供できにくくなるなど、子どもたちの健やかな成長を図るうえで様々な問題が生じています。

また、施設面では、今後 20 年間で全体の 76%となる 50 校が建築後 50 年以上経過し改築時期を迎えることとなるほか、多様化する教育内容に対応するための高機能で多機能な施設環境の整備が求められており、こうした学校施設の整備は、将来に向けて大きな財政負担となることが見込まれます。

これらの課題に適切に対応していくためには、将来にわたりこれまでと同じ数の学校を維持することは困難であり、保護者や地域の方々との意見交換などを通じて合意形成を図りながら、学校の適正配置を着実に進め、次代を担う子どもたちにとって望ましい教育環境を整えていく必要があります。

このため、区は次の考えで学校の配置の見直しを行い、杉並の目指す教育を担う学校を、地域に適正に配置します。また、学校の再配置により生み出された土地・建物は、地域の活性化のために生かし、「いいまちはいい学校を育てる～学校づくりはまちづくり」という視点に立って、学校を核とした地域づくりを進めます。

- (1) 学校の適正配置により、集団教育の本来の機能を一層発揮できる学校とします。
- ・ 学校が適正な規模をもつことで、子どもたちの交友関係が広がり、多様なものの見方や考え方に触れる機会が多く得られるとともに、一定数の集団を必要とする学習活動や運動会などの学校行事等において、より活気のある多様で充実した教育活動が可能となります。こうした中で、社会性や、良好な人間関係を築くための力が身につきます。また、教育を支える教員も確保されます。集団教育の本来の機能が一層発揮でき、学校の活性化につながる適正規模の確保を目指します。

《小中学校の適正規模》

	全校学級数	全校児童・生徒数	1 学年あたりの学級数
小学校	12～18 学級	367～550 人	2～3 学級
中学校	9～12 学級	301～402 人	3～4 学級

「杉並区立学校適正規模検討委員会」答申（平成 15 年 12 月）を踏まえ、教育委員会が定めたものです。なお、小学校の「全校学級数」は、1～4 年生について「30 人程度学級」実施後の学級数とします。

- ・ 学級編制基準は現行の都基準で定められている 40 人ですが、少人数の良さを生かす観点から、小学校の 1～4 年生については、区独自に「30 人程度学級」の実施を進めます。また、学級の枠にとらわれない少人数指導や習熟度別指導などにも積極的に取り組んでいきます。
 - ・ 子どもたちの確かな学力と生きる力を育むため、小学校と中学校の 9 年間にわたる学びの連続性を重視した小中一貫教育を計画的に進めます。今後は、現在の小中一貫教育の試行成果等を踏まえ、校舎を共有する施設一体型の小中一貫教育校づくりについても具体的に検討し、適正配置の取組に反映していきます。
- (2) 地域づくりの核となる学校を目指します。そのため、通学時間、生活圏域を考えた通学区域とし、地域と共有できる多目的スペースを設置した地域の新たな公共空間となる学校とします。
- ・ 児童・生徒数、通学の安全性、通学時間、町会・自治会区域との関係を考えながら、通学区域は、小学校で概ね半径 1km、中学校で概ね半径 1.5km の範囲で設定するとともに、可能な限り小学校と中学校の通学区域の整合を図るようにします。
 - ・ 学校開放を一層推進するとともに、保護者や地域の方々が学校運営に参画する地域運営学校(コミュニティ・スクール)の設置や、学校支援本部の取組への支援などを通して、地域との協働による学校づくりを進めます。
 - ・ 災害時には、避難場所(震災救護所)としての役割を担うことを踏まえ、防災機能をさらに充実させます。また、適正配置後の地域の防災拠点のあり方については、学校跡地等の活用や他の区有施設等の活用を含め、総合的に検討していきます。
- (3) 学校の適正配置により生まれた財源・資産を、区民のため最大限に活用します。
- ・ 学校を改築する経費は、区民から預かっている貴重な税金です。これまでの実績から、小中学校 1 校あたりの改築経費は約 30 億円、また、同じく 1 校あたりの運営管理費(都の教員人件費を除く)は年間約 1 億 5,000 万円かかります。適正配置により、学校数が適正化されることで生まれた財源や資産を、学校施設の整備を含む学校教育の充実や、広く区民のために役立てることが出来ます。
 - ・ 学校跡地等については、「杉並区立小中学校跡地等の活用に関する基本方針」(平成 19 年 10 月策定)に基づき、適正配置に向けた合意形成を図る中で保護者や地域の方々から寄せられる意見等も踏まえ、地域の活性化や教育環境の向上などに資するよう有効活用を図ります。

2 適正配置について

少子化が進む中、長期的には区内学齢人口は減少していくこととなりますが、平成 30 年までの間、区内小中学校の学齢人口はほぼ横ばいとはいえ若干の微増傾向で推移する見込みです。一方で、「全学年単学級」というように著しく小規模化した学校が増えており、集団教育の場としての望ましい教育環境を早期に整えていくことが大きな課題となっています。

このため、当面、平成 25 年度までの間は、著しく小規模化した学校を最優先に対応を図るべき適正配置の検討対象として取り組むこととします。

(1) 平成 25 年度までの間、適正配置の検討対象とする学校

	適正配置の検討対象とする学校	適正配置後の学校規模(目標)
小学校	全学年単学級の学校、及び全学年単学級になることが見込まれる学校	12 学級以上 (1 学年 2 学級以上)
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校：全校で 6～7 学級以下の学校 ・ 中学校：全校で 3～4 学級以下の学校 	9 学級以上 (1 学年 3 学級以上)

適正配置の検討対象とする学校は、基本的には、各年度 4 月時点(入学式後)の学校規模によることとします。

- ・ その他の適正規模に満たない学校(小学校 8～11 学級、中学校 5～8 学級の学校)及び適正規模を超える学校(小学校 19 学級以上、中学校 13 学級以上の学校)については、平成 25 年度までの間は学級数等の推移を見守ることとします。

(2) 適正配置の具体化指針

- ・ 適正配置にあたっては、将来にわたり「適正配置後の学校規模(目標)」を満たすことが見込まれることを前提に、複数の学校を対等な立場で統合し新たな学校を設置する考え方で進めることを基本とします。また、地域の特性等に応じて、小中一貫教育の充実に向けた施設一体型の小中一貫教育校の設置による学校の再配置についても検討していきます。
- ・ 統合新校の位置は、統合後の通学区域における合理的な位置、校地・校舎等の条件を総合的に考慮して決定します。
- ・ 統合新校の校地は、原則として、既存の校地・校舎を活用していくこととし、必要な施設整備を図っていきます。
- ・ 統合により新たな学校を設置する場合には、統合が円滑に進むよう、事前に保護者や地域の方々、学校長及び教育委員会による協議会を設置し、新しい学校の教育方針・教育内容や通学上の安全確保などの必要な事項について協議するとともに、児童・生徒、教員及び保護者間の交流を深めていきます。

3 今後の進め方

(1) 適正配置計画について

平成 25 年度までの杉並区立小中学校適正配置計画は、対象校ごとの個別計画として策定します。

(2) 適正配置計画の策定手順

適正配置計画の策定にあたっては、保護者や地域の方々との合意形成を図るための手続きを重視する観点から、次のような手順により進めていきます。

適正配置計画案作成前の意見集約

適正配置計画案を作成する前の段階で、対象校の保護者や地域の方々との意見交換を行い、意見集約に努めます。そうした手続きを経たうえで、適正配置計画案を作成します。

区民等の意見提出手続の実施

適正配置計画案については、広報などを通じて積極的な情報提供に努めるとともに、「杉並区自治基本条例」に基づく区民等の意見提出手続を実施します。

関係者等への説明会の実施

適正配置計画案の対象校の保護者や地域の方々に対して、 の手続きの実施期間中に説明会を開催し、より丁寧に情報提供するとともに、改めて意見交換を行います。

4 基本方針の期間等

(1) 基本方針の期間

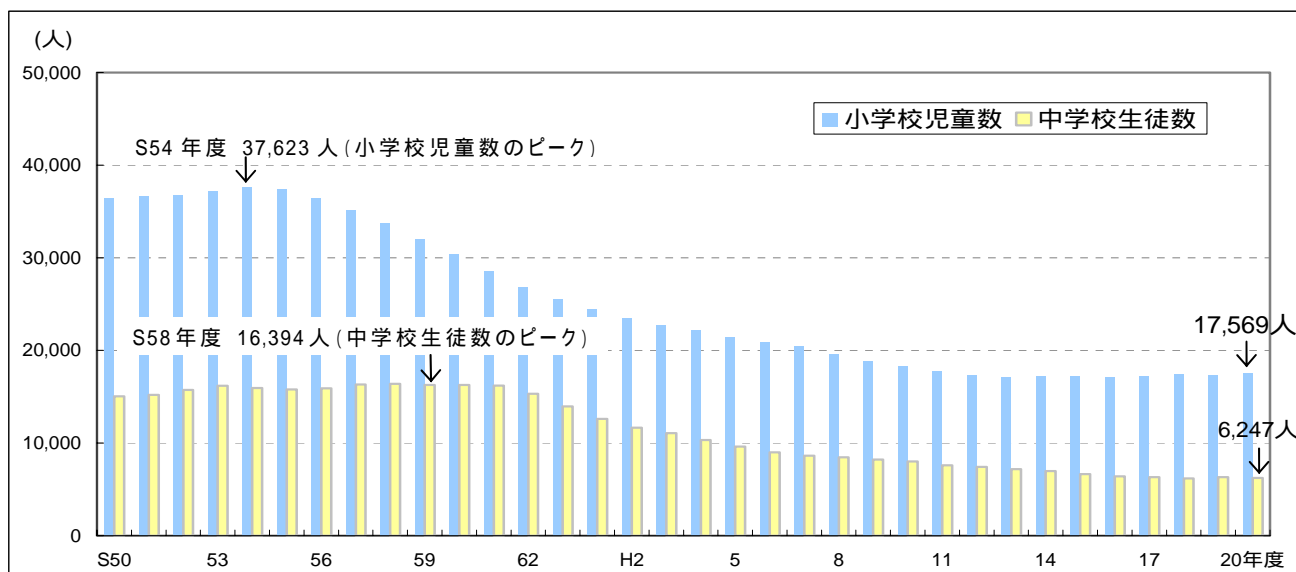
- ・ この基本方針は、平成 25 年度までの学校の適正配置に関する基本的な考え方等を定めるものです。
- ・ 平成 26 年度以降については、区内学齢人口の動向等の状況変化を踏まえて、基本方針の必要な見直しを図り、適正配置のさらなる推進に取り組みます。

(2) 基本方針の改定に伴う措置

- ・ 「小中学校適正配置のための再編構想」(平成 19 年 6 月策定)及び「杉並区立小中学校第一次適正配置計画素案(中学校の統合)」(平成 19 年 6 月策定)は、いずれも廃止します。
- ・ 大規模校の通学区域変更に関する「杉並区立小中学校第一次適正配置計画(通学区域の変更)」(平成 17 年 6 月策定)についても、引き続き、平成 25 年度までの間は学級数等の推移を見守ることとするため、廃止します。

参考資料

区立小中学校児童・生徒数の推移

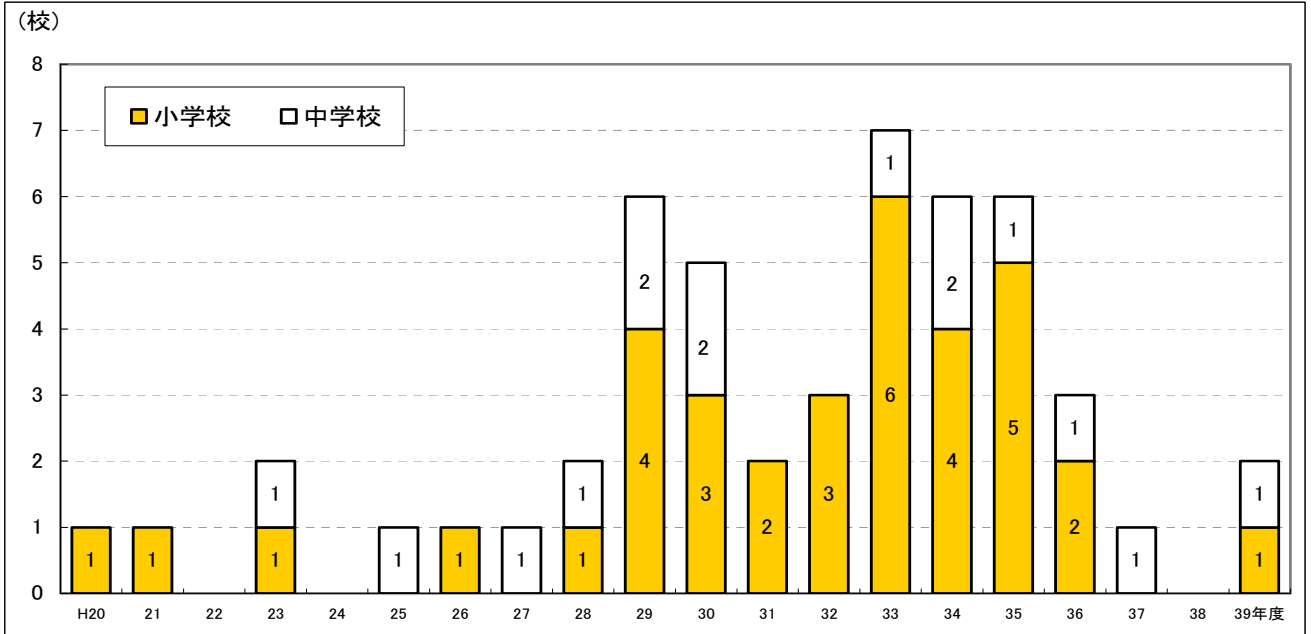


学級規模別学校数の推移

区分	小学校				中学校			
	19学級以上	18~12学級	11~7学級 (単学級の学年あり)	6学級 (全学年単学級)	13学級以上	12~9学級	8~6学級	5~4学級 (単学級の学年あり)
S50年度	35	7	0	0	20	3	0	0
55年度	32	11	0	0	23	0	0	0
60年度	16	26	1	0	22	1	0	0
H2年度	8	36	0	0	12	11	0	0
7年度	4	37	3	0	3	19	1	0
12年度	1	32	10	1	2	16	5	0
17年度	3	30	8	3	2	7	14	0
20年度	5	29	6	3	2	9	7	5

小学校の20年度は、1・3年生について「30人程度学級」実施後の学級数

■ 建築後50年に到達する年度別学校数



※ 校舎の過半部分が建築後50年を経過する学校数を年度別に表示

■ 区立小中学校の設置状況（平成20年度現在）

○ 小学校（43校）

○ 中学校（23校）

